


報道発表資料の配付日時 7月28日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	「令和5年度北海道低所得世帯臨時特別給付金」の支給手続の開始について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>本給付金は、物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、令和5年度に市町村が行う住民税非課税世帯への給付の対象とならない、「住民税均等割のみ課税世帯」に対し、1世帯当たり1万2千円を支給するもので、本日(7月28日(金))から、次のとおり対象世帯への案内文書の発送を開始しましたのでお知らせします(市町村から対象世帯の名簿提供を受け次第、順次発送)。</p> <p>1 対象世帯 令和5年6月1日時点で道内市町村の住民基本台帳に記録されている方であつて、次の(1)又は(2)に該当する世帯 (1) 「均等割のみ課税」の世帯(世帯全員) (2) 「均等割のみ課税」の方と「非課税」の方で構成される世帯</p> <p>2 支給額 1世帯当たり1万2千円(1回限り)</p> <p>3 原則的な支給手続 (1) 令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの世帯 → 市町村から名簿提供を受けた対象世帯あてに道が「確認書」を郵送し、必要事項を記載の上、返送していただきます。 (2) 令和5年1月2日以降に現住所へ転入等した世帯 → 税情報が現住所地ではなく、「確認書」の案内ができないため、ご自身で住民票や住民税額がわかる書類の写しなどとともに、道へ「申請書」を郵送していただきます。</p> <p>※¹ 7月28日(金)以降、「確認書」を順次送付するとともに、住所異動した世帯の「申請書」の受付を開始します(受付終了:12月1日)。 ※² 「申請書」は、上記コールセンターのウェブサイトからダウンロードできるほか、市町村庁舎に備え付けます。</p> <p>4 お問い合わせ先 北海道給付金事務局コールセンター 電話…0120-175-043(平日9~18時) URL…https://kyuhu-hokkaido.jp Mail…https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/153405.html(入力フォーム)</p> 		
参 考			
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担 当 (連絡先)	保健福祉部地域福祉課(担当者:課長補佐 坂田) TEL ダイヤルイン 011-204-5267 内線25-604		

道内にお住まいの「住民税が均等割のみ課税されている世帯」の皆様へ

令和5年度 北海道低所得世帯臨時特別給付金のご案内

- ✓ 道では、長引く物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯の方々の暮らしを支援するため、令和5年度に市町村が行う住民税非課税世帯への給付（3万円を目安とするもの）の対象とならない、「均等割のみ課税されている世帯」に1世帯当たり1万2千円を給付します。
- ✓ この給付金を受けるためには、次のとおり手続きが必要になります。

1 給付対象となる世帯



令和5年6月1日時点で、道内市町村の住民基本台帳に記録されている方であって、次の(1)又は(2)に該当する世帯

令和5年度
の課税状況

- (1) 「均等割のみ課税」の世帯（世帯全員）
- (2) 「均等割のみ課税」の方と「非課税」の方で構成される世帯

2 給付金の支給額



該当世帯の世帯主に1万2千円を給付します（1回限り）。

3 手続きの開始時期



市町村から名簿の提供を受け次第、7月下旬以降、給付対象となる世帯に順次「確認書」を送付する予定です。

4 原則的な手続きの流れ（提出期限は令和5年12月1日までです）



A 令和5年1月1日以前から
現住所にお住まいの世帯

B 令和5年1月2日以降に
現住所へ転入等した世帯

道から給付のご案内事項が記載された「確認書」が届きますので、内容をご確認の上、同封の返信用封筒で返信してください。

道のホームページ等に掲載する「申請書」に必要事項を記入し、道に郵送等で申請してください。

お問い合わせ

受付時間
9～18時
土日祝日を除く

北海道臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-175-043

<https://kyuhu-hokkaido.jp>



本給付金に関して、国・道・市町村が次のようなお願いをすることは絶対にありません。

- ✗ ATMの操作をお願いすること
- ✗ 手数料の振込みを求めること
- ✗ URLをクリックして申請手続きを求めること
- ✗ 金融機関口座の暗証番号をお聞きすること



特殊詐欺や個人情報の
詐取にご注意ください